

《 印 鑑 登 録 の ご 案 内 》

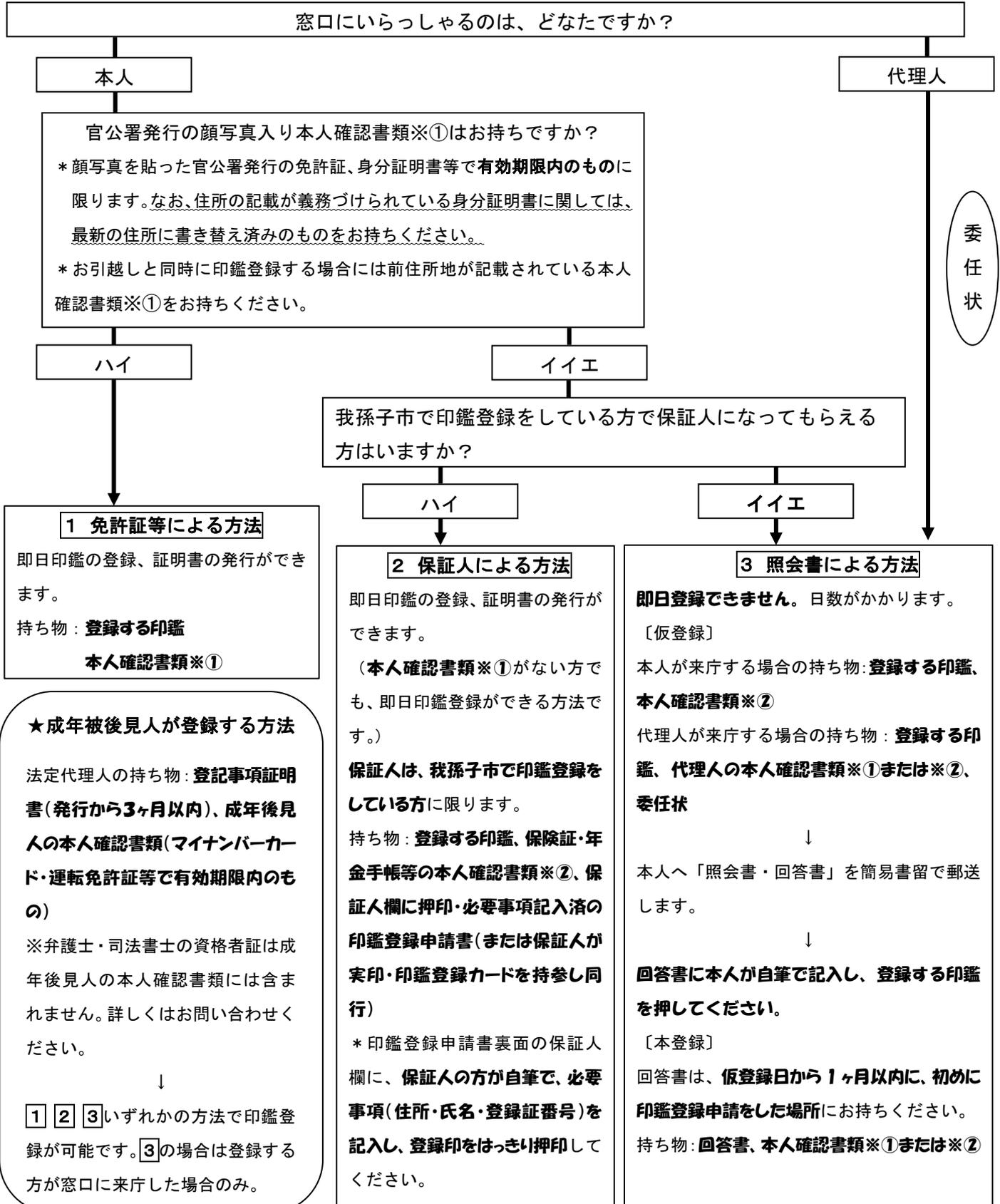
■ 登録できる方

我孫子市に住民登録している15歳以上の人。(意思能力を有しない人は登録できません。)
【我孫子市印鑑条例第2条第2項】

★成年被後見人は法定代理人が同行した場合には、申請または廃止・亡失等の届出をすることができます。(詳しくは下記★を参照ください。)

■ 登録の方法

登録の方法は、3つあります。下記をご覧ください。登録する方の本人確認書類※①と※②の詳細は裏面を参照ください。



■ 登録印鑑について

- ・ 登録できる印鑑は、一人一個です。
- ・ 一つの印鑑を、他の人と共用することはできません。
- ・ サイズ、材質等に制限があります。

次のような印鑑は登録できませんので、ご注意ください。

- 住民基本台帳に記載されている氏名以外を表しているもの
(例：千葉 あび子→「千葉」または「あび子」は可、「千」や「あび」等は不可)
- 職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの
- 印影の大きさが、8mm四方の正方形より小さいもの、及び25mm四方の正方形より大きいもの
- ゴム印その他の印鑑（指輪など）で印影の変形しやすいもの
- 印影を鮮明に表しにくいもの・輪郭が1/4以上欠けているもの
- 逆さ彫りのもの（文字が凹んで白くなるもの）
- 三文判・認め印など、大量に製造されているもの

■ 印鑑登録手数料について

- ・ 印鑑登録手数料が、300円かかります。
- ・ 印鑑登録証（カード）が交付されます。大切に保管してください。

■ 印鑑登録後の窓口での印鑑証明書交付について

- ・ 印鑑登録証（カード）がないと、印鑑証明書の交付が受けられませんので、必ずお持ちください。
- ・ 本人、代理人を問わず、窓口に来庁した方の本人確認※①②をしております。証明書を取得する際には、必ず本人確認書類※①②をお持ちください。

■ 印鑑証明書交付場所

- ・ 市役所市民課
- ・ 各行政サービスセンター

本人確認書類

※① 1点でよいもの・・・官公署発行の顔写真入り本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、顔写真入り住民基本台帳カード等）

※② 2点以上必要なもの・・・健康保険証、年金手帳、通帳、社員証等、氏名が確認できるもの。

☆すべて有効期限内のものに限ります。